

# G・A・コーエンにおける「搾取」とその展開

園 辰也

## はじめに

分析的マルクス主義者として知られるG・A・コーエンは、一九七〇年代半ばを境に、マルクスが提示した諸概念・理論の整合的解釈を主とした従来の研究から、規範的政治哲学に関する研究へと軸足を移した〔Cohen(1995) pp. 4-5〕。この移行は、社会主義的平等の実現を当為(目指すべき理想)ではなく、経済的・社会的諸事実に裏打ちされた必然的趨勢として捉えることで、「空想」ではなく「科学」であることを強調したマルクス主義の自己描写が、その前提となるはずの諸事実の崩壊によってもはや維持できなくなったことと関連している<sup>①</sup>。コーエンによれば、これによって彼自身を含むマルクス主義者たちは、それまで「事実の硬い甲羅 (the hard factual carapace)」に覆われていた平等の理念を白日の下に晒し、なぜそれが望ましいのかを明確に説明する必要性に迫られるようになった。つまり彼らは、自らが支持する価値の実現が経済的・社会的必然であると想定できた時代には取り立てて行う必要のなかった、規範的正当化という課題に直面したのであ

<sup>①</sup> [ibid. pp. 5-7]。

自らの研究対象の推移の背景に関する以上の説明からうかがえるように、コーエンは規範的政治哲学の領域に足を踏み入れた後も社会主義的平等への支持を失わなかった〔Cohen(2000) preface〕。というよりむしろ、彼は「科学」であることを誇示した従来のマルクス主義の根底に秘められた理想に忠実であるために、伝統的マルクス主義から距離を置き、規範的政治哲学へと接近せざるをえなかったと言える。

だが、そうした研究の方向性の重大な変化の後も、コーエンは伝統的マルクス主義において重視されてきた「搾取」という概念に対する関心を持ち続けた。例えば、Cohen(1995)には次のような一節がある。

学問的な政治哲学に遭遇するずっと以前から、政治的なマルクス主義を吸収してきた私のような人間は、自らの思考を規定していた、不正に関するある枠組みを携えて、学問的な政治哲学の世界に入ってしまった。その枠組みとは有産

者たる資本家と無産者たる賃労働者の関係であり、マルクス主義者はこれを不正な搾取関係であると見なしてきた [Cohen(1995) p. 145]。

ここからは、搾取に対する問題意識が、政治哲学への取り組み以降も彼の思考を規定し続けたことがわかる。さらに、同書の別の個所で彼は、自らが政治哲学に労力を注ぐのは搾取を根本的な方法で再考するためであるとさえ主張している [ibid. p. 152]。

それでは、彼はなぜ、標準的なマルクス主義者であることを放棄し、政治哲学の道を歩み始めた後も、搾取という枠組みにこだわり続けたのだろうか。この点については、平等と分配的正義を同一視する彼にとって [ibid. p. 25 footnote 12]、マルクス主義に潜在する平等の理念に原理的に取り組むことは、必然的に、マルクス主義を分配的正義の構想として再構成することをも意味した、という事情が深い関わりを持つように思われる。すなわち、そのマルクス主義的理念的正義の構想としての精緻化という課題にとって、搾取概念の検討は避けて通れないものであったと考えられるのである。というのも、コーエンによれば、搾取こそがマルクス主義者を資本主義の不正に対する非難へと向かわせる上で中心的役割を果たした概念であり、彼らの正義に関する立場を最も端的にうかがわせるものだからである [ibid. p. 145]。彼の搾取に関する見解(搾取観)は様々な著作に散見され、ときに相

互の連続性を欠くようにさえ見えるものの、それらが、搾取を構成する諸要素の中の何がそれを不正にする本質的要因なのか、という問いに関するものという点で一貫している——ただし、その問いへの答えは多様である——ことは、彼が搾取に関心を寄せ続けた理由に関する上述の理解を裏づけている。

以上の考察から、資本主義的搾取をめぐるコーエンの思索に目を向けることは、分配的正義に関する彼の取り組みがいかなるものであったのかを究明する上で一定の意義を有すると考えられる<sup>(2)</sup>。本稿では、このような考えに基づき、搾取の不正を構成する要因に関するコーエンの見解について論じていきたい。

## 一 二つの課題

コーエンの搾取観を検討していく上では、次の二つの点に留意する必要がある。第一に、先述のとおり、コーエンは自身の搾取観を様々な個所で提示しているが、それらは、一定の分量を伴った体系的なものから断片的なものまで多様であり、その内容においても、言及がなされる個所ごとに大きく変化している。先行研究においてすでに指摘されているように、この点が、搾取の規範的特徴を決定づける要因に関するコーエンの本意が(結局のところ)どこにあるのかを解明することを困難にしている主たる原因であると言える [Vrousalis(2014) p. 151]。

第二に、コーエンは Cohen(1995)において、リバタリアンによる自由資本主義の擁護の根拠となる自己所有権原理が、実は伝統的マルクス主義における搾取の訴えにも潜在していると指摘し、社会主義的平等の理念に対する支持と搾取の訴えを両立させるためには、そうした暗黙の結びつきを絶たなければならないと主張するが——この議論については第四節において詳述する——、その課題に対する彼自身の応答は、(少なくとも)明確な形では示されていない。この点において、コーエンの搾取に対する取り組みは、その内部に不透明ないし不徹底な要素を抱え込んでしまっているように見える。コーエンとともに分析的マルクス主義を代表する人物として知られる、数理経済学者のジョン・E・ローマーの搾取理論に関する先行研究が数多く存在する一方<sup>(3)</sup>、コーエンの搾取観についてのそれがわずか数例にとどまるのは、これらの問題によってもたらされる整合的解釈の難しさのためであると考えることもできるだろう。

したがって、コーエンの搾取観を明らかにする試みは、以下の二つの課題に向き合わなければならないはずである。一つ目は、彼の搾取観がどのような変遷を経ているのかを詳細にたどるとともに、そうした変遷に至った背景をコーエン自身の言説に即して説明していくことで、彼の搾取をめぐる思索のうちに混在する相異なる見方の間に一定の道筋をつけることである。こうした手順を踏むことではじめて、一見、雑多な見方が相互の脈絡を十分

に持たないまま羅列されているかに見える、コーエンの搾取に関する諸言説が、彼にとつて必然的な一連の思索の過程として浮かび上がってくると考えられる。

二つ目は、搾取を自己所有権原理から切り離す、という課題に対するコーエン自身の応答がいかなるものでありうるかについて、彼の搾取に関する幾つかの断片的な発言をもとに考察し、彼の立場から許容されうる一定の解釈を提示することである。こうした解釈の試みは、コーエンの搾取をめぐる思索のうちに見出される一つのジレンマ——この点については後述する——を解消し、その思索の全容を真に整合的なものとして提示する上で不可欠の課題であると言える。

管見の及ぶ限りでは、コーエンの搾取観を主題とした先行研究は、Vrousalis(2014)と宮澤(二〇一一)の二例のみであるが<sup>(4)</sup>、そのいずれにおいても、これら二つの課題に対する十分な応答は行われていない。まず、Vrousalis(2014)については、確かに Cohen(1988)以降の諸著作における搾取観の変遷に関して一定の考察がなされているものの、その変遷をたどる上で最も重要な著作であると思われる Cohen(1995)における搾取観について誤った理解が提示されている——このことは注(8)において詳しく説明する——点で、第一の課題に対する同論文の取り組みには明白な不備があると言える。また、宮澤(二〇一一)では、Cohen(1995)における搾取をめぐる議論に関して適切な理解が提示されてい

るものの、その他の諸著作に見出される搾取観については何ら検討がなされていない点で、同論文もやはり、第一の課題に正面から向き合ったものであるとは言えない。さらに、いずれの論文においても、上述の第二の課題が閑却されてしまっている。

このように、従来の研究においては、コーエンの搾取観についての総合的な解釈を提示する試みにとつて本来不可欠なはずの上記の二つの課題に関して、真に有益な議論が蓄積されてきたと言いはない。よって本稿では、その二つの課題に対する応答に主眼を置きつつ、コーエンの搾取観を検討していきたい。

## II Cohen (1979) と Cohen (1988) の「搾取」論議

先に触れたように、何が搾取を不正にするのか(搾取の規範的強調点はどこにあるのか)という点についてのコーエンの見解は二転三転しているが、そもそも搾取とはどういう事態を指すのか(搾取の記述的内容は何か)という点についての彼の理解は一貫している。その理解に従えば、搾取とは、資本家が労働者を使役することで剰余価値を専有することであり、より具体的には、生産物の(価値の)<sup>⑤</sup>一部が労働者から資本家へと一方的に(見返りなしに)移転することである(Cohen(1988) p. 233 / Cohen(1995) pp. 119-20, p. 195)。

では、この専有ないし移転のいかなる側面が不正という規範的

特徴をもたらすのだろうか。換言すれば、こうした事態のどこに、マルクス主義者を資本主義に対する非難へと向かわせる要因が存するのだろうか。この点に関するコーエンの初期の見解は、Cohen(1979)に示されている。彼はこの論文において、マルクス主義者による搾取の訴えの核心には、資本家による専有の対象となる価値ある生産物を作り出すのは(資本家自身ではなく)労働者である、という「非常に明白な事実 (the fairly obvious truth)」が存すると主張する [Cohen(1979) pp. 354-5]。つまり、資本家による労働者の生産物の一部の専有という事態は、全てを生産したのにそれを部分的にしか得られない人々がいる一方、全く生産していないのにその一部を得る人々がいる、という対照的な状況を含意する点で非難されるべきものである。

ところが、同論文が加筆・修正の上収録されたCohen(1988)においては、上記の明白な事実を搾取の訴えの核心に見出す議論が不完全なものとして否定される。というのも、そうした事実は、いかに明白で疑う余地がないとしても、労資間の生産物の移転は生産者から非生産者への移転である、という追加的な情報を搾取の記述的内容につけ加えるに過ぎず、なぜそれが道徳的に非難されるべきかに関しては何も語っていないからである。したがって、搾取は不正であるという議論のために必要なのは、事実に関する前提ではなく、搾取の規範的性質に関する前提なのである

[Cohen(1988) p. 213]。

コーエンはこうした考えに基づき、同書では次のような議論を展開している。

資本家は生産手段を所有し、労働者はそれを所有していないために、資本家は労働者が生産したものの価値の一部を取得する。それ（生産手段の所有の有無）が、資本家に利益をもたらすような賃金に関する申し出を、労働者が受け入れてしまう理由である。搾取についての決定的な問いは、したがって、資本家が現に持っているような契約上の力を持つことが公正か否かということである。もし、資本家が生産手段を所有し、労働者がそれを所有していないことが道徳的に妥当であるならば、資本家の利益は必ずしも搾取の所産であることにはならない。そしてもし、そうした契約以前の分配の状況が道徳的に誤ったものであるなら、搾取の事例が生起することになる。したがって搾取に関する問いは、それ自体を、資本主義下の私有財産の道徳的地位に関する問いへと収斂させる [Ibid. pp. 233-4 文中の「」は引用者による（以下同様）]。

この一節によれば、労働者から資本家への生産物の移転を、搾取として、つまり不正な移転として見なしうるか否かは、資本家による生産手段（機械設備などの労働手段と原料などの労働対象を

合わせたもの）の保有が道徳的に妥当であるか否かに依存する。つまり、搾取は不正であるという議論は、その前提として、労働間の生産手段の分配のあり方が不正であることを示す必要がある、というのがここでのコーエンの見解である。そもそも、労働者が自らの労働の成果の一部を資本家に譲渡する、という契約の下で生産に従事し、それによって資本家が生産物の一部を取得できるのは、前者が生産手段を全く持たないために、それを保有する後者に自らの労働力を売らざるをえないからである。この点から、労資間の生産手段の保有状況の相違が、両者の間の生産物の一方的な移転をもたらす原因であると言えるが、さらに、こうした因果関係を通じて、前者の道徳的性質が後者へと引き継がれる、とコーエンは考える。というのも、仮に資本家による生産手段の保有が道徳的に正当であるとすれば、彼がその（正当な）優位性を活用して、自らに有利な契約を労働者との間で結び、それに基づいて生産物の一部を専有することもまた、道徳的に何ら不当なことではない、という議論が成立しうるからである。ここから、彼は引用箇所の末尾において、搾取の規範的性質に関する問いは、生産手段の分配の道徳的正当性に関する問いへと還元される、とさえ主張する。

以上の議論から、労資間の生産物の移転を不正な搾取と見なすためには、その移転に先立つ生産手段の分配のあり方が不正であることを示さなければならないが、同書では、この点についての

見解が、断片的かつ錯綜した形でしか提示されていない。それによれば、資本家による生産手段の保有が不正であるのは、その保有が彼に対して、労働者の生産物を部分的に専有することを可能にするためである (ibid. p. 235)。だが、資本家による生産物の一部の専有が不正である理由を示すために、そうした専有を可能にする基盤である生産手段の所有の不正に着目しながら、その所有が不正である理由を説明する際には、再び専有という事態に目を向ける以上の議論は、循環的説明に陥っているように見える。

そして、同書に垣間見えるこの循環性は、搾取を不正にする本質的な要因は何かに関するコーエンの立場を見えづらくしている。というのも、もし彼が言うように、資本家による専有を不正にする要因である(はずの)生産手段の分配における不正が、他にもなくその専有(を引き起こす傾向)のせいで不正なのだすれば、搾取を規範的に特徴づける真の基盤は、不正な分配ではなくむしろ専有という事態そのものではないのか、という疑問も生じうるからである。したがって、結局のところ Cohen(1988)においては、搾取の規範的性質を決定づける根本的な要因が何であるのかについて明確な説明がなされているとは言い難い。

### III Cohen(1995)「お金の議論」

そこで、本稿では次に、Cohen(1995)の第八章「マルクスにお

ける搾取——搾取はなぜ不正か」における搾取に関する議論を検討したい。というのもここでは、Cohen(1988)において十分な議論が提示されなかった、搾取の不正の根本的要因は何かという問題に対して、主題的に論が展開されているからである。

コーエンはこの章の冒頭において、搾取に不正をもたらす要因として、二つの有力な候補があることを指摘する。それは、労働間の生産手段の不平等な分配と資本家による労働者からの(強制的な)<sup>(6)</sup>剰余価値の抽出である。(Cohen(1995) pp. 195-6)。これらは彼によれば、論理的には独立した事柄である。というのも、生産手段の不平等な分配は、多くの場合、労働者が資本家の下で働くことを、そして資本家に生産物の一部を譲渡することを余儀なくするが、彼には依然として、資本家の下で働くことを拒絶し、死を選ぶ余地が残されているからである。さらに、生産物の移転という事態は、生産手段の分配の不平等がある場合のみならず、暴力によって強制された場合にも起こりうる (ibid. p. 196)。このように、両者が論理的に別個の事柄であることは、不平等な分配を搾取の不正の根本的要因と見なす見解と、移転それ自体をそうした要因と捉える見解が両立しないことを意味する。

この予備的な議論の上で、コーエンは自らの搾取に関する従来の議論が上の二つの見解の間で揺れ動いていること——すでに触れたように、そのことは Cohen(1988)の議論にも見出される——を、つまり矛盾に陥っている(ように見える)ことを認める

[ibid. p. 197]。しかし彼は、この矛盾が実は、一定の条件の下で回避可能なものであると言う。つまり彼によれば、抽出が不正なのはそれが不正な分配を反映しているからだ、という見解と、抽出そのものが一義的に不正であり、資産の分配が不正なのはそれが不正な抽出を発生させるからだ、という見解の双方がともに真たりうるのである [ibid. p. 197]。コーエンによれば、そのことは、因果的原理と規範的原理を区別することによって可能になる [ibid. p. 199]。より具体的には、搾取の不正の要因について考える際、因果的に根本的な要因と規範的に根本的な要因を分け、生産手段の不平等な分配を前者と見なし、生産物の移転それ自体を後者と見なすことで、二つの見解は両立しうるのである。

極端な事例(すなわち、労働者が自暴自棄に陥り死を選ぶこと)を除けば、生産手段の不平等な分配は、その分配において不利な側にある労働者を、資本家に対する自らの労働の成果の部分的な放棄へと、つまりマルクス主義者が搾取として非難する事態へと追い込む。ここから、生産手段の不平等な分配は明らかに搾取を引き起こす原因であり、その意味でそれは、因果的には一次的な不正であると言える。しかしそのことは、移転そのものが規範的に根本的な不正であり、そうした移転を可能にするがゆえに不正であるという意味で、生産手段の不平等な分配は規範的には二次的な不正にとどまる、という見解と矛盾しない。というのも、因果的原理と規範的原理の区別に基づけば、因果関係において生産

手段の不平等な分配がその移転に先立つということは、規範的に最も根本的な要素は何かということに何ら影響を及ぼさないからである。ここからコーエンは、(上記の二つの見解を両立させるために)移転それ自体こそが規範的に根本的な不正であり、それゆえ、搾取の不正を構成する最も基底的な要素であって、生産手段の分配は、因果的には一次的であるにもかかわらず、規範的には二次的な不正にとどまる、と主張する<sup>6)</sup> [ibid. pp. 199-200]。

搾取の不正の(規範的に)根本的な要因を移転それ自体に見出す以上の Cohen(1995)の議論には、しかし、一つの問題が存する。それは、同書の議論が依拠する、因果的に一義的であることと規範的に一義的であることは相互に独立した事態である、という想定は、その妥当性に関する説明を必要としないほど——実際、同書ではこの点についての説明が全く提示されていない——強い説得力を有するのか、という問題である。自らの主張を導くための道具立てとして、因果的原理と規範的原理の区別を用いるとき、コーエンは次のような見解を支持していると言える。それは、ある事柄が因果関係において他の事柄に先立つことは、前者の規範的特徴が後者のそれに対して基底的な位置を占めることを必然的に伴うわけではない、という考えである。しかし、この考えは、それ自体何の論証も必要としないほど自明なものではないように思われる。というのも、その考えの対極にある Cohen(1988)の見解、すなわち、因果関係において先行する事柄の規範的特徴は

それに付随する事柄の規範的特徴へと引き継がれる、という考えも依然として一定の説得力を保持するように見えるからである。

ここから、因果的一義性と規範的一義性は互いに独立した事柄である、というCohen(1995)の想定は、その妥当性に関する議論を欠く点で、コーエンが期待するほどの説得力を獲得しておらず、それに全面的に依拠する同書の議論そのものもまた不徹底なものであると考えることができる。つまりその議論は、因果的な一義性は規範的な一義性を伴うがゆえに、因果的に一次的である生産手段の不平等な分配こそが、規範的にも搾取の不正の最も根本的な要素である、というCohen(1988)の議論を完全に排除しているわけではないのである。

それでは、なぜコーエンは、こうした性急な議論を用いてまで、根本的な不正は移転それ自体であつて不平等な分配ではない、と主張しなければならなかったのだろうか。この点については、農民からの土地の強制的収奪こそがプロレタリアの出現の歴史的背景である、という『資本論』第一巻の説明に対する、Cohen(1995)の次の指摘が関わりを持つと思われる。

こうした強制的な財産没収は、マルクスが搾取と考えるものの十分条件であることは確かだが、その必要条件であるわけではない。なぜなら人々の間で全ての生産手段が平等に分配され、しかも自己所有権が引き続き保持されたはず

れば、才能、時間選好、危険を受け入れる程度の相違が異なつた成果をもたらし、当然の成り行きとして、ある者が他の者をマルクス主義者が搾取的であると見なすような条件で雇用しようようになるからである [ibid. pp. 120-1]。

ここでは、たとえ生産手段が平等に分配されたとしても、各人に先天的に付与された能力の違いや、余暇と労働の間の時間配分に関する異なる選好、さらにはリスクに対する態度の相違によつて、生産手段の不平等な分配という条件下における資本家と労働者の間の状況と非常に似通つた状況が発生する可能性が指摘されている。つまり、この一節によれば、マルクス主義者が搾取という枠組みによつて問題化した事態は、生産手段の不平等な分配という条件下において典型的に(最も完全な形で)現れるが、各人の能力や選考の違いを視野に入れば、生産手段が平等に分配された場面でさえ(不完全な形ではあるが)生じうるのである。コーエンが搾取に対する考察を深める中でこうした可能性に思い至つたことが、搾取の規範的強調点を分配の不平等から移転それ自体に置き換えることを促した理由であると思われる。そのことを以下、説明したい。

この特異なケースは、生産手段の分配のあり方を除けば、マルクス主義的な不正の枠組みによつて問題化されるべき特徴を備えていると言えるが、Cohen(1988)の立場からは何ら不正なもの



ではないと見なされてしまう。というのも、そのケースでは生産手段が各人に平等に分配されており、その他の特徴において典型的な搾取の事例にいかにも類似していたとしても、Cohen(1988)の立場から不正を見出しうる余地はないからである。

この点から見れば、上掲のケースは、典型的な搾取の事例においては鮮明にならなかった、Cohen(1988)の搾取観と不正に関するマルクス主義的な問題意識そのものの間の乖離の可能性を浮かび上がらせていると言える。つまり、Cohen(1988)に示された搾取観は、搾取という不正の特定の枠組みを、分配の不正というより包括的・一般的な観点から捉え直すことで、マルクス主義に固有の不正に対する問題意識を解体してしまう傾向を有するのである。そうしたマルクス主義独自の問題意識を明確化することこそが、コーエンの搾取に対する取り組みを動機づける目的であったことを想起すれば、彼にとつてこの傾向が容認し難いものであったことは明白である。彼が搾取それ自体に規範の一義性を見出すに至った背景には、このような事情があったと考えられる<sup>9)</sup>。

#### 四 自己所有権原理と搾取

これまで検討してきたCohen(1995)の議論には、しかし、もう一つの問題が存するように思われる。それは、搾取それ自体を搾取の不正の根本的要因とする同書の議論が、Cohen(1988)におい

て否定されたはずの、事実的前提から規範的主張を導き出す論法に陥ってしまったている(ように見える)、という問題である。労働者から資本家への生産物の一方的な移転という事態そのものは、あくまでも一つの事実であり、それ自体として見れば、そこには何の規範的要素も含まれていない。それゆえ、移転自体が搾取の不正を構成する最も根本的な要素であると言うとき、コーエンは移転という事実から直に、搾取は不正である、という規範的主張を引き出しているように思われる。

しかし、こうした批判は的外れなものである。というのも、マルクス主義の文脈においては、生産物の一方的な移転、すなわち剰余価値の専有という事態そのものが、ある不正な構造を必然的に伴っているからである。このことを以下、説明していく。

マルクスが提示した労働価値説においては、商品の価値の大きさは、それを生産するために社会的に必要とされる労働時間によつて決定される(Cohen(1988) p.210)。そして、資本主義の下では労働者の労働力もまた一つの商品であり、商品である以上価値を持つが、その価値の大きさもやはり、それを生産するために必要な労働時間によつて決定される。ここでいう労働力の生産とは、労働者を、労働力を提供できる状態にすることである。それゆえ、労働力の価値は、それを所有する労働者の生存を維持するために費やされる諸財の価値と同義であり、前者の価値の大きさは、後者を生産するために必要な労働時間によつて決定される。資本家

は労働力を購入（労働者を雇用）し、それを使用する際、このようにして決定される労働力の価値の大きさと等しい額の賃金を支払うことになる [ibid. p. 211]。

ところで、労働力という商品には、他のいかなる商品とも決定的に異なる有用性がある。それは価値を創造する、あるいは価値を高めるといいう有用性である。こうした有用性のために、労働力商品は、その購入者（資本家）がそれを上手く使用することで、それ自体の固有価値以上の価値増殖をもたらさう。仮に労働力の価値が（そして資本家がそれを使用するために支払わなければならない賃金が）四時間の労働に相当するとすれば、資本家は労働者を、例えば八時間働かせることで、労働者に支払う賃金以上の価値を手に入れることができるのである。こうして手に入れた価値こそがまさしく剰余価値であり、より一般的に定義すれば、それは労働力によって生み出された全価値と労働力それ自体の価値の差額である [ibid. p. 211]。

剰余価値の発生に関する上記の例においては、労働者は自らの労働時間（八時間）の一部（四時間）に相当する賃金しか受け取っていない。換言すれば、彼は労働時間のうちの半分については、対価として賃金を得ることができ、労働に従事しているが、残りの半分は、資本家に利益を与えるための無報酬の労働に従事していると言える。つまり、このとき彼の労働時間の半分は、ただ資本家に奉仕するためだけに存在しているのであり、そうした意味

で、その時間は、彼自身が同意するか否かにかかわらず、資本家に従属しているのである。この点を踏まえると、資本家が労働者によって生み出された価値の一部を剰余価値として手に入れるとき、彼は同時に、労働者の労働時間の一部をも支配していると言える。別言すれば、資本家による剰余価値の専有という事態は、必然的に、彼による労働者の労働時間の「盗取」という事態を伴っているのである [Cohen(1995) p. 145]。このように、マルクス主義の文脈においては、資本家による剰余価値の専有、ないし労働間の生産物の一方的な移転という事態そのものが、実は、労働時間の「盗取」という不正な構造を必然的に含意している。それゆえ、その移転という事態を規範的に一義的な不正と見なすコーエンの見解は、事実から直に規範的特徴を導く短絡的な議論に陥ってはいないと言いうことができる。

しかし、労働の無償供与によって労働者の労働時間の一部が資本家に従属する、という事態を、労働時間の不正な「盗取」と捉える以上のマルクス主義的な議論は、コーエンによれば、ある深刻な帰結を含んでいる。このことを説明するために、彼はまず、マルクス主義者が「盗取」という表現を用いるとき、彼らは、労働時間の正当な所有者は労働者自身である、という前提に立っていると指摘する。つまり、マルクス主義者は、労働者に彼自身の労働時間を管理する正当な権利がある、と考えるがゆえに、その一部が資本家に従属することを「盗取」と捉えることができるの

である。そして、彼らがこうした前提に立っていたということは、コーエンによれば、彼らには自らの労働力に対する正当な権利があると考えていたことを意味する。というのも、人が自らの労働時間を実質的に管理するということは、その時間の中でどのように自らの労働力を行使するかについて、彼自身に決定権があることを要請するからである。さらに、労働者は自らの能力の正当な所有者である、という考えは、人は自らの身体とその諸力（とそれらを使用することで得られる果実<sup>(10)</sup>）に対する道徳的に正当で完全に排他的な権利を有する、という自己所有権原理 [ibid. p. 67, p. 117] に対する肯定を伴っている、とコーエンは言う<sup>(11)</sup>。以上の議論から彼は、資本家による剰余価値の専有という事態の裏側にある構造を、労働者からの労働時間の「盗取」として問題化するマルクス主義的な議論の背景には、自己所有権原理への支持が潜んでいる、と結論づける [ibid. pp. 146-7]。つまり、資本家による専有は必然的に労働者の労働時間の盗取を伴うがゆえに、それ自体が搾取の不正を構成する根本的な要素である、という Cohen(1995)の搾取観は、実は、自己所有権原理と分かち

難く結びついているのである。

Cohen(1995)の搾取観が孕むこうした帰結は、平等主義にコミットするコーエンにとって容認し難いものである。というのも、自己所有権原理から派生する、自己の労役や生産物を他人に供与することを強制されない権利は、平等主義的な再分配を否定し、

自由放任の資本主義を擁護するリバタリアニズムの議論において、中心的な位置を占めているからである [ibid. p. 68, p. 117, pp. 215-6, p. 223]。リバタリアンは、福祉国家が勤労者から一律に（つまり同意の有無にかかわらず）税を徴収することは、彼らに対して、自らの労働の成果を他人に差し出すことを強制している点で不正である、と主張する。しかしコーエンは、移転それ自体に一義的な不正を見出す搾取観を維持する限り、この主張に反対することができない。というのも、その搾取観自体が、リバタリアンの主張と同一の基盤に依拠しているからである。

コーエンはこうした問題を踏まえ、「福祉国家が強制する再分配を非難することがないように、とりわけ、マルクス主義者やマルクス主義者（自身を含めた分析的マルクス主義者）」として我々が推奨するいっそう平等主義的で再分配的な制度を非難することがないように、我々は搾取理論を根本的な方法で再考せねばならない」 [ibid. p. 152] と語る。ところが、Cohen(1995)においては、またその後の著作においても、自らが提起したこの課題に対する彼自身の応答は、明確な形では示されていない。

## 五 正当化の共同性の欠如としての搾取

コーエンの搾取に対する取り組みは、こうしてジレンマに陥った。というのも、搾取の規範的強調点に関する二つの可能性（生

産手段の不平等な分配と剰余価値の専有)はともに、彼にとって容認し難い帰結を含むからである。しかし、Cohen(1989)以降の諸著作において断片的に語られている搾取に関する幾つかの言説は、従来の二つの可能性のどちらとも異なる搾取観の存在を示唆しているように思われる。本稿では最後に、この点について考察したい。

コーエンはCohen(1989)の中で、「ある人が不当に利用されるときは彼は搾取されている (A person is exploited when unfair advantage is taken of him)」[Cohen(1989) p. 908]と述べている。また、「これと同じ内容がCohen(1995)においては、「ある人を搾取するとは彼を不当に利用することである (Exploiting a person is taking unfair advantage of him)」[Cohen(1995) p. 151]と能動態の形で述べられている。Cohen(1995)の邦訳はこの部分を、「(おそらく) 剰余価値の抽出に焦点を当てた搾取観と関連づけるために、「人を搾取するとは、その人から不公平な利益を得ることである」[松井・中村訳(二〇〇五) 二二一頁]と訳している。しかし、ここで注意しなければならないことは、「take advantage of」が一つの熟語として、「(好機・事実)を利用する」、「(無知など)につけこむ」、「(人)を好きなように利用する」などの意味を持つことである。そうしたニュアンスを踏まえると、これらの断片的な発言においては、資本家による労働者からの利益の抽出に焦点を当てた搾取観というより、むしろ前者の後者に対する何らかの不当な扱いに

焦点を当てた搾取観が提示されていると考えることができる。

それでは、剰余価値を専有すること以外のいかなる点において、資本家は労働者を「不当に利用」していると言えるのだろうか。この点について考えるために、まずCohen(2009)の以下の一節に注目したい。

私〔二〕でコーエンは自らを搾取される側の当事者に見立てている〕にとつて搾取は不運である。というのも、それは私の選択を反映したものではないからである。しかし、別の意味においては、それは不運ではない。というのも、それは偶然に起こるものではなく、搾取者の選択によって生じるものだからである [Cohen(2009)]。

この一節においてコーエンは、当事者の一方(労働者)にとつては、自らの選択を反映していない完全に非自発的な事態でありながら、他方(資本家)にとつては、自己の選択を反映した意図的な事態である、という点に搾取の問題点を見出している。しかし、双方の当事者がこうした対照的な状況に直面しているということとは、より厳密に言えば、いかなる意味で問題なのであろうか。換言すれば、両者の境遇の間に見出されるこの著しい相違を問題化する際、コーエンはどのような考えに依拠しているのだろうか。Cohen(2009)にはこの点についての言及はないが、彼が

Cohen(1992)において支持する「正当化の共同性 (justificatory community)」という考えが、この問題に一定の示唆を与えてくれるように思われる。コーエンはこの論文において、ジョン・ロールズの格差原理に基づく不平等擁護論に対する批判を展開している。ロールズは、才能に恵まれた人々に対して特別な経済的インセンティブを認めることで、彼らを、社会全体の経済水準の向上に寄与する高度に生産的な活動へと誘導する政策論——こうした政策論をコーエンは「インセンティブ論 (the incentive argument)」と呼ぶ (Cohen(1992) p. 271) ——を、格差原理に適合するものとして支持する [Rawls(1999) p. 68]。コーエンは、この政策論が特定の発話者、すなわちインセンティブの恩恵を受ける有能な人々自身によって提示された場面に着目する (Cohen(1992) pp. 272-3) というのも、それによってはじめ、インセンティブ論が客観的な形で提示された場合には、あたかも所与の事実であるかのように扱われがちな有能な人々の選択、つまり、特別な報酬がなければ自らの優れた能力を發揮しないという彼らの選択の妥当性が問われることになるからである。コーエンは詳細な議論によって、こうした選択を規範的に正当化する試みが成功しないことを示すとともに、その選択に関する想定を議論の前提として組み込むインセンティブ論そのものもまた、包括的な正当化に失敗していると論じる (ibid. p. 280, pp. 301-4)。

そして、インセンティブ論に見出される以上の問題をさらに強

調するために持ち出されるのが、上述の正当化の共同性という考えである。それは、ある政策論を正当化する試みは、そこで前提とされている人々の選択や振る舞いそのものの正当化にも取り組まなければならない、という規範が共有されている人々の間に存する共同性である (ibid. p. 282)。換言すれば、それは、ある政策論に前提として組み込まれることで、社会の他の成員に一定の影響を及ぼすような選択を行う者は、自らの選択の規範的な妥当性について説明する責任を負う、という共通の認識によって結ばれた人々の間の関係性であると言える。こうした関係性の重要さは、それが欠如した社会について考えれば明らかである。というのも、そこでは、諸々の政策論の包括的な正当化が顧みられないために、それらに組み込まれた特定の人々の選択の影響を被る社会の他の成員は、自らが関与する余地のない、不透明で外在的な要因によって自らの境遇を左右されてしまっていると言えるからである。コーエンはここから、上記の共同性を、社会の民主的な性格を確保する上で不可欠の要素として支持し (ibid. p. 283)、インセンティブ論が(包括的な正当化を提供できないという意味で)こうした共同性と矛盾する点を非難する (ibid. pp. 285-6)。

Cohen(1992)において提示された以上の議論を踏まえると、正当化の共同性という考えは、何人も他者の恣意的な(つまり自らにとつて外在的な)選択によって自らの境遇を左右されるべきではない、そして、他者の境遇に影響を及ぼす選択を行う者は、そ

の選択の道徳的正当性について他者に説明する責任を負うべきである、という一連の規範的主張として整理することができる。Cohen(1992)に見出されるこうした規範的立場に照らせば、Cohen(2009)において描かれた労資間の対照的な状況が、コーエンにとって非難されるべきものであったのは、まさしくそれが正当化の共同性という望ましい関係性からの乖離を示しているからであると思われる。すなわち、搾取を被る側の労働者にとって、資本家の選択は、そして、それによって生じる搾取という事態は、自らが関与する余地のない完全に外在的な事態である。しかし、それにもかかわらず、彼はそうした「不運」の影響を一方的に被らなければならぬ。他方、資本家は自らの選択によって搾取という事態を引き起こす際、その選択（がもたらす結果）を一方的に受容するだけの存在として労働者を扱い、その選択について説明責任を負う対象として彼を見なしてはいない。このように、自己の境遇に関わる選択の有無という観点から搾取を問題化するCohen(2009)の一節は、その根底において、正当化の共同性という規範的な考えに依拠したものであると考えることができる。つまり、Cohen(1989)やCohen(1995)において示唆された、不当な扱いに焦点を当てた搾取観のより具体的な内容に関する一つの解釈として、正当化の共同性の欠如としての搾取という見方が提示されるのである。

コーエンの搾取に関する幾つかの断片的な議論から導かれる

以上の見解は、搾取の不正を構成する要因に関して、従来の二つの可能性のどちらとも異なる、独立した論点を形成している。それゆえ、その見解は、Cohen(1995)において提起された、搾取概念と自己所有権原理の分離という課題に対する彼自身の応答の一つの可能性として一定の有効性を持つと思われる。

### おわりに

以上、本稿では、第一節において設定した二つ目の課題について、第二節から第四節にかけて考察し、二つ目の課題に関しては、第五節において検討することで、コーエンの搾取をめぐる一連の思索についての整合的な解釈を試みた。

だが、第二の課題に対する本稿の取り組みには、次のような疑問が呈されるかもしれない。それは、本稿の冒頭において述べたように、マルクス主義に潜在する平等の理念の規範的擁護ないしマルクス主義的な分配的正義の構想の精緻化という課題への関心が、コーエンの搾取に対する継続的な取り組みを動機づけた理由であるとすれば、正当化の共同性の欠如に不正を見出す搾取観は、彼の本来の関心から大きく逸脱した見解であると言わざるをえないのではないか、という疑問である。生産手段の不平等な分配のみならず、生産物の一方的な移転もまた、その規範的特徴を分配的正義という観点から説明しうる点で——実際、コーエンは

Cohen(1995)において後者を「最終的な分配 (the final distribution)」と表現し、生産に先立つ原初的な分配である前者と対比させている〔Cohen(1995) p. 203〕——それらに一次的不正を見出す搾取観は、上記の関心と一定の関わりを持つと言える。しかし、第五節で提示した搾取観は、分配的正義の枠組みにおいて捉えきれない特殊な形態の不正に着目しており、そうした点において、確かに平等ないし分配的正義に対する関心とは容易に結びつかない。

しかし、コーエンは、マルクスの社会主義思想の中には、平等以外にも共同体の希求、協同への関心、主従関係の一方に立つことへの反発など、人間や社会のあり方に関する様々な理想が含まれていると指摘しており〔ibid. p. 29〕、こうした指摘を踏まえれば、平等を中心とする社会主義的諸理念の規範的擁護こそが、彼の生涯にわたる搾取への取り組みを支えた関心であったと考えるところもできらるだろう。このような理解に基づけば、第五節に示した搾取観もまた、彼の根本的な関心に合致する見解として成立するよう思われる。

#### 参考文献

- Cohen, G. A. 1979 “The Labor Theory of Value and the Concept of Exploitation” *Philosophy & Public Affairs* vol. 8 no. 4 pp. 338-60
- 1983 “The Structure of Proletarian Unfreedom” *Philosophy & Public Affairs* vol. 12 no. 1 pp. 3-33

——— 1988 *History, Labor, and Freedom* Oxford University Press

——— 1989 “On the Currency of Egalitarian Justice” *Ethics* vol. 99 no. 4 pp. 906-44

——— 1992 “Incentives, Inequality, and Community” in G. B. Peterson (ed.) *The Tanner Lectures on Human Values* vol. 13 University of Utah Press pp. 262-329

——— 1995 *Self-Ownership, Freedom, and Equality* Cambridge University Press (松井暁・中村宗之訳 二〇〇五年 『自己所有権・自由・平等』 青木書店)

——— 2000 *If You're Egalitarian, How Come You're So Rich?* Harvard University Press (渡辺雅男・佐山啓二訳 二〇〇六年 『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなに大金持ちなのですか』 ハルビシ書房)

——— 2009 “Reply to Michael Otsuka’s Justice as Fairness : Luck Egalitarian, not Rawlsian” Mimeo. (Vrousalis(2014)からの転載)

Mayer, Tom 1994 *Analytical Marxism* Sage Publications (瀬戸岡絃監訳 二〇〇五年 『アナリテイカル・マルキシズム』 桜井書店)

Rawls, John 1999 *A Theory of Justice Revised Edition* The Belknap Press of Harvard University Press (川本隆史・福岡聡・神島裕十訳 二〇一〇年 『正義論 改訂版』 紀伊國屋書店)

Roemer, John E. 1982 *A General Theory of Exploitation And Class* Harvard University Press

—— 1986 *Value, Exploitation & Class* Harwood Academic Publishers

Vrousalis, Nicholas 2014 “G. A. Cohen on ‘Exploitation’ Politics,” *Philosophy and Economics* vol. 13 no. 2, pp. 151-64

青木孝平 二〇〇一年 「分析派マルクス主義の批判的検討——宇野原理論の社会哲学的再構成に向けて——」『九州大学・経済学研究』(六八巻二・三号) 一三三〜四六頁

長松奈美江 二〇一一年 「現代的マルクス主義階級論における正義の原理——E. O. WrightとJ. E. Roemerの搾取概念に注目して——」『関西学院大学・社会学部紀要』(一一二号) 七九〜九〇頁

松井暁 一九九五年 「分析的マルクス主義の社会システム論(一)」『富山大学・富大経済論集』(四一卷二号) 三三三〜三三三頁

—— 二〇一二年 『自由主義と社会主義の規範理論——価値理念のマルクスの分析——』 大月書店

宮澤弘 二〇一一年 「コーエンとローマーにおける搾取概念の一考察」『立教大学・立教法学』(八三号) 九四〜一一一頁

吉原直毅 一九九九年 「搾取と階級の一般理論」 高増明・松井暁 編 『アナリテイカル・マルキシズム』 ナカニシヤ出版 六六〜八五頁

—— 二〇〇六年 「アナリテイカル・マルクシズムにおける労働搾取理論」『北海道大学・経済学研究』(五六巻二号) 六三〜九七頁

注

(1) その事実としてコーエンが挙げるのは、資本主義の下で生産規模が持続的に発展し、それによって将来の社会主義革命の主体となる労働者階級も実力と規模において拡大を続けることと、絶えざる技術革新によって、自然を人間にとって有用なものに変える力である生産力が向上し、将来的に無限の富裕が確保されるようになることである。彼はこうしたマルクスの想定が現在においてはその説得力を失ったと指摘している [Cohen(1995) pp. 6-7]。

(2) Vrousalis(2014)は、搾取が、コーエンの初期のマルクス主義に関する取り組みとその後、規範的政治哲学に対する取り組みの間の「概念上の架け橋 (the conceptual bridge)」を形成していると指摘する [Vrousalis(2014) pp. 151-2]。

(3) ローマーは、Roemer(1982)・Roemer(1986)などの著作において、「搾取と階級の一般理論 (A General Theory of Exploitation and Class)」と呼ばれる独自の搾取理論を提示しており、その理論に関する研究として、Mayer(1994)・青木(二〇〇一)・長松(二〇一一)・松井(一九九五)・宮澤(二〇一一)・吉原(一九九九)・同(二〇〇六)などが挙げられる。

(4) その他、松井(二〇一一)の第四章第四節「搾取論」では、コーエンの搾取に関する考察が最も体系的に提示されている個所である。Cohen(1995)の第八章に焦点が当てられているが、その目的は、マルクスの社会主義思想と自己所有権原理の関係に関するこ



ーエンの言説を検討することであり、彼の搾取観そのものが検討の対象とされているわけではない。

- (5) コーエンはCohen(1979)において、個々の資本家は生産物の価値の一部を専有するのであり、資本家階級全体を対象にしたときにはじめて生産物の一部の専有という表現が妥当すると指摘するが [Cohen(1979) p. 232]、Cohen(1995)ではこうした厳密な区別は強調されない。

- (6) コーエンはこの第八章全体を通じてしばしば、資本家から労働者への生産物の移転に「強制的」という特徴をつけ加えている [Cohen(1995) p. 197, p. 199, p. 200 etc.]。しかし、彼は同書の別の個所では、例えば他の人々の権利を尊重するよう強制する場合のように、ある人が他の人に何かを強制することは常に道徳的に不当なわけではない、と指摘し、移転が強制的か否かという点そのものは、搾取の規範的性質を左右する決定的な要因とはなりえないと捉えている [ibid. p. 150]。また、Cohen(1983)においては、こうした強制性の存在自体が疑問視されている。というのも、労働者階級全体ではなく、個々の労働者のレベルに限って言えば、彼らには労働者の位置から抜け出るための手段が一定数確保されており、資本家に生産力を売るよう強制されているとは言えないからである [Cohen(1983) pp. 10-1]。これらを踏まえ、本稿では(「移転の」強制性という特徴を考慮しないこととする。

- (7) より正確に言えば、コーエンはこれらの見解の他に、労働者が資

本家の指示通りに働くことを強制されること、というもう一つの候補を挙げているが [Cohen(1995) p. 195]、議論のかなり早い段階において、この第三の候補を「搾取自体には密接な関連を持たない」として除外している [ibid. p. 197 footnote 4]。

- (8) Vrousalis(2014)は、このCohen(1995)第八章における議論を、搾取の「分配パラダイム (The distributive paradigm)」に対する支持を表明したものと理解し、ローマーとの対比を念頭に置きつつ、そのことを説明する [Vrousalis(2014) p. 155]。ここでいう分配パラダイムとは、労資間の生産物の一方的な移転は分配の不正を背景として生じる場合に、またその場合に限り、搾取を構成する、という見解のことである [ibid. p. 151, p. 153]。すでに見たように、確かにコーエンは同章において、不平等な分配が因果的には一次的な不正であることを認めており、そのことを指して、同論文が上記の指摘をしているのであれば、そこには解釈上の問題はない。しかし、Vrousalis(2014)においては、分配パラダイムは、因果論的な枠組みではなく、搾取を正義にならせた移転から規範的に区別するための根拠を分配の不正に見出す見解として一貫して説明されている [ibid. pp. 153-5]。つまり、同論文によれば、分配パラダイムとは、搾取に不正という特徴を付与する規範的な基盤に関する枠組みなのである。したがって、Cohen(1995)の第八章においてそれが支持されていると主張することで、同論文は、Cohen(1988)と同様、Cohen(1995)においても、不平等な分配に規

範的な一義性を見出す搾取観が提示されていると理解していることになる。しかし、この理解は明らかに誤りである。というのも、Cohen(1995)の当該箇所においてコーエンは、一方的な移転それ自体が規範的に一義的な不正である、という見解を繰り返して表明しており [Cohen(1995) p. 199, p. 200, p. 206, p. 207]。そこには、異なる解釈を許容する余地は全く存在していないからである。

- (9) *whence*、Cohen(1995)には、「生産手段の不平等分配によって生じる不正は、より一般的な用語で記述しうる。すなわち、ある人が他人から生産物を抽出するかどうかにかかわらず、(生産手段の)賦存が異なる主体が選ぶうる余暇と所得の集合という用語によって記述しうる」[ibid. p. 203] という一節がある。ここでコーエンは、生産手段の不平等な分配の帰結として生じる様々な状況の中には、生産物の一方的な移転という観点から捉えられるよりも、より一般的な観点(各当事者の余暇と労働の間の選択にもたらされる異なる影響)から説明されるほうが妥当なケースが存在することを示唆している。その上で彼は、こうしたケースを、自らが関心を寄せるマルクス主義的な不正の枠組みから外れるものであると位置づけている [ibid. p. 203]。つまり、この箇所においても、生産手段の不平等な分配に規範的な一義性を見出す見解がマルクス主義的な不正の枠組みから逸脱する傾向に対する懸念が表明されていると言えるだろう。

- (10) 松井(二〇一二)は、コーエンの議論において、自己の身体と諸

力の使用の成果に対する各人の権利が、自己所有権原理そのものには含まれておらず、その原理から派生する権利として扱われていると指摘している(松井(二〇一二) 一一六頁)。しかしCohen(1995)において、内的資産としての才能が生み出す収入に対する権利は、その資産の所有の核心をなす事項である、と主張されていることを踏まえると [Cohen(1995) p. 216]、上記の権利も自己所有権原理そのもののうちに含まれていると考えるべきである。

- (11) コーエンは自己所有権概念そのものと、自己所有権原理(あるいは命題)を明確に区別する [ibid. p. 119, p. 209]。自己の身体と諸力に対する権利としての自己所有権は、リバタリアニズムの議論において用いられる、人は自らの身体と諸力、さらにはそれらを利用することで得られる成果に対する、道徳的に正当で完全に排他的な権利を有する、という命題を必然的に伴うわけではない。というのも、自己所有権概念自体には、その規範的地位や効力の強さ、あるいはそれが及ぶ範囲に関する言明が何ら含まれていないからである。ここからコーエンは、「自己所有権原理を拒否することは自己所有権の多くを肯定することと両立する」[ibid. p. 219]と主張する。さらに彼は、自己所有権原理が外的資源に対する私的所有権と結びつくことで、著しい不平等をもたらす自放任の資本主義を正当化する議論を導き、その資本主義の下で一部の不遇な人々が実質的自由を欠く状況をも容認してしまうが

ゆえに、その原理は、自律性（実質的な自己統治という考え）と矛盾する可能性を秘めている、と批判する [ibid. pp. 99-102]。しかし、他方で彼は、「自律性は何らかの自己所有権の維持を明らかに要請している」[ibid. p. 119]と言う。ここから、部分的な（平等の理念と併存しうる）自己所有権は支持するが、リバタリアンが採用する普遍的で完全な自己所有権、すなわち自己所有権原理は容認しえない、というのがコーエンの自己所有権に関する立場であるとと言える。

（その・たつや 筑波大学大学院

人文社会科学研究所）